

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における環境負荷低減を目的とし、家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対する、ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る事務手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本町の区域内に存する一戸建て及び二世帯住宅（新築を除く。）、又は長屋住宅をいう。ただし、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅にあっては、居住面積が2分の1以上のものに限る。
- (2) 省エネルギー改修工事 改修部位がいずれも一定の省エネ基準（「住宅部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成28年国土交通省告示第266号））以上の省エネ性能となる改修工事で、別表に掲げるもののうち当該年度の12月31日までに完了した工事をいう。

(補助の条件)

第3条 町長は、住宅の省エネルギー改修工事に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の交付は、同一住宅及び同一人につき1回限りとする。

- 2 国、北海道又はニセコ町の他の助成又は給付等の対象工事の工事費については、補助金交付の対象としない。
- 3 前項の助成又は給付等を受ける（予定を含む。）場合において、助成又は給付等の対象となる工事と補助金の対象工事を明確に区分することができ、町長が他の助成又は給付等と重複しないと認める場合は前項の規定に係らず補助金を交付することができる。
- 4 第2項の助成又は給付等の重複を防止するため、補助申請にあたっては、各種公的支給や補助申請に関する申出書（別記第1号様式）を提出するものとする。
- 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び他の関係法令に違反する住宅については、補助金交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、自らが所有する住宅の省エネルギー改修工事を施工される者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金を申請する時、又は第11条に規定する実績報告書を提出するときにおいて、当該住宅に住所を有し、居住していること。

(2) 補助金を申請する時において補助対象者本人及び当該補助対象者の同居の家族が市町村に納める税を完納していること。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、別表の①の工事又は①と併せて行う②～④の工事（ただし、窓全てが既に第2条第2号の省エネ基準を満たしている場合の②～④の工事を含ま）で、補助対象工事に要した費用の額と別表に掲げる標準費用額により算出した額のいずれか少ない額が30万円以上のものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象工事に要した費用の額と別表に掲げる標準費用額により算出した額のいずれか少ない額の20%（千円未満切捨て）とし、30万円を上限とする。ただし、別表の②～④の工事を行う場合は、50万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する予定日の14日前までに、ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金交付申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書（世帯全員のもの）

(2) 工事を行う家屋の建物登記事項証明書又は固定資産（家屋）所在証明書

(3) 工事に係る見積書の写し

(4) 施工前、施工後の設計図書（省エネ性能がわかるもの（性能証明書））

(5) 施工前の工事箇所の写真

(6) 納税証明書（住民税及び固定資産税）

(7) ニセコ町において、納税している補助対象者及び補助対象者の同居の家族は、納税状況等確認同意書（別記第3号様式）を提出することにより前号の納税証明書を提出したものとみなす。

(8) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。なお、町長は審査にあたり必要と認める場合は、申請があった住宅の状況について、現地調査等を行うことができるものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付の可否の内容及び必要な条件をニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の届出)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、第7条の申請内容に変更が生じたときには、ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金交付変更届（別記第5号様式）に変更に関する書類を添えて、速やかに町長に届出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。計画変更による補助金の額の変更が生じた場合は、予算の範囲内において行うことができる。

(工事中止の届出)

第10条 補助金交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、ニセコ町住宅省エネルギー改修工事中止届兼補助金交付辞退届（別記第6号様式）を速やかに町長に届出なければならない。

(工事完了実績報告)

第11条 補助金交付決定者は、工事完了後30日以内に、ニセコ町住宅省エネルギー改修工事完了実績報告書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事完了箇所の写真（外壁、屋根・天井又は床の断熱改修を行った場合は、断熱材を施行していることがわかる施工中の写真も添付すること。）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を要する工事においては、同法に基づく検査済証の写し
- (4) 増改築等工事証明書の写し（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関のいずれかによる証明書とする。）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。

2 町長は、前項の規定による審査等により、工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金額確定通知書（別記第8号様式）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、額の確定日から30日以内にニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条に規定する請求を受けた場合において、補助金交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し等）

第15条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、該当補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

（雑則）

第18条 この要綱に定めのない事項については、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号）を準用するものとする。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月18日訓令第24号）

この訓令は、平成26年6月16日から施行する。

附 則（平成27年2月26日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令第22号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条、第6条関係）

補助対象工事		標準費用額（円／m ² ）
① 全ての窓の断熱性を高める工事	(1) 内窓の新設又は交換	13,000円
	(2) サッシ及びガラスの交換	19,000円
② 天井等の断熱性を高める工事		2,700円
③ 壁の断熱性を高める工事		19,400円
④ 床等の断熱性を高める工事		5,800円

備考

- 1 表の左欄の項目に応じ、それぞれ右欄の金額に当該工事を行った住宅の工事対象床面積の合計を乗じた額を標準的な工事費用相当額とする。